www.city.shinjuku.lg.jp/

毎月5・15・25日発行 発行:新宿区 編集:区政情報課 〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 **☎**3209-1111

くらし 2面 住宅・まちづくり ― 2面

▶建物のアスベスト対策に区 の助成等のご利用を

こども・教育

保健·衛生

▶新宿区おくすりバッグを配 布しています

2面

3面

2面 新型コロナ関連情報 — 4面

▶高齢者マッサージサービス ▶各種相談

今号の主な内容

★広報新宿8月5日号は、8ページではなく 4ページでの発行となります。

しんじゅくコール 土・日曜日、夜間もご案内 受付時間:午前8時~午後10時

3209-9999 FAX

聴覚に障害がある方で「ファックス番号のない記事」 へのお問い合わせは、しんじゅくコールのファックス 3209-9900 をご利用ください。

※本紙に記載の電話番号は市外局番(03)を省略しています。

地域で安心して暮らし続けられるように



成年後見制度は、認知症・知的障害・精神障害等に より、判断能力が十分でない方の権利を守るための 民法に基づく制度です。

家庭裁判所が、親族・専門家(弁護士等)・市民後見 人・法人(社会福祉協議会等)などから成年後見人等を 決定し、財産の管理や生活・医療・介護・福祉に関わる 契約などをお手伝いできるようにします。

生活に不安がある方へ

右記のよう な困り事があ る方は、気軽 にご相談くだ さい。



通帳をなく したり、お 金の管理が できない



施設入所や 福祉サービ スの契約が 難しい

成年後見人は以下のことをお手伝いします

財産の管理

本人の資産や収支状況を把握し、本人 のために必要かつ相当な支出を計画的 に行い、資産を安全に管理します。

生活・医療・介護・福祉に関わる契約

本人がその人らしい生活を送るため、 介護サービスの利用や施設への入所契 約などを本人に代わって行います。

制度のご相談は新宿区成年後見センタ

☎ (5273) 4522 · **Ⅲ** (5273) 3082 高田馬場1-17-20

(区社会福祉協議会内)

月~金曜日午前8時30分~午後5時

※司法書士(月曜日)·弁護 士(水曜日)·社会福祉士(金 曜日)の専門相談(午後1時 ~2時・午後2時30分~3時 30分)も実施しています。 同センターに予約の上、ご 利用ください。

区社会福祉協議会が法人として成年後見人等になりお手伝いします。 新宿区成年後見センター(区社会福祉協議会内)に担当職員を配置し、必要 な支援を行います。詳しくは、お問い合わせください。同センターホームペー ジ(**m**http://www.shinjuku-shakyo.jp)でもご案内しています。

成年後見制度の利用に必要な費用を助成しています

制度の利用を開始する際に必要な家庭裁判所への申立費用と、利用開始 後の成年後見人等に対する報酬を助成しています。助成には、財産や収入等 の要件があります。詳しくは、お問い合わせください。新宿区ホームページ でもご案内しています。

【問合せ】地域福祉課福祉計画係(本庁舎2階)☎(5273)3517・22(3209)9948へ。

司司役別人として 制度を支える担い手になりませんか

市民後見人は、地域の身近な立 場で成年後見活動を行う一般市 民の方です。区社会福祉協議会の 監督のもと、弁護士等の専門家や 親族と同様に財産の管理や契約 締結などのお手伝いをします。

区の養成講習を修了した方が 市民後見人として活動できます。 あなたの力を地域の成年後見人 として生かしてみませんか。



▲施設を訪問して本人の話を聞く市民後見人

市民後見人養成基礎講習

講習では、成年後見制度の仕組みや知識、成年後見人等としての心構え等を 学びます。受講申請書類は事前の受講説明会(下記)で配布し、書類選考で受講 者を決定します。詳しくは、お問い合わせください。新宿区ホームページでも ご案内しています。

【日時】10月27日(火、11月6日金)·10日(火)·20日金)·24日(火、12月4日金)、全6回。 いずれも午後1時から(4時間程度)

【会場】区社会福祉協議会(高田馬場1-17-20)

【対象】区内在住・在勤・在学または区内で高齢者・障害者等に関わる社会貢献 活動の実績があり、講習受講後に市民後見人として活動できる方

【内容】制度の基本理念、被後見人とのコミュニケーション、支援の基本的な視 点、支援のための法律、障害者・高齢者の理解ほか

受講を希望する方は必ず受講説明会にご参加ください

【日時】9月4日儉▶①午後2時~3時、▶②午後3時30分~4時30分

【会場】区社会福祉協議会(高田馬場1-17-20)

【申込み】9月2日(必着)までに、電話かはがき・ファックス(3面記入例のほか 時間(①②の別)、ファックス番号(お持ちの方)を記入)または直接、地域福祉 課福祉計画係(〒160-8484歌舞伎町1─4─1、本庁舎2階)☎(5273)3517・ 四(3209)9948へ。各回定員15名程度。日程に都合がつかない場合はご連絡 ください。